

6月16日の本会議において福祉教育常任委員会に付託を受けました議案第40号および議案第41号の2議案について、6月17日に開催した委員会の審査結果を報告します。

議案第40号は、湖南省総合体育館の使用時間について、現在、6月1日から9月30日までの期間のみ午後10時まで使用可能としているが、施設を利用されている20以上の団体が年間を通して午後10時までの利用を希望されていることもあり、1年間を通して午後10時まで使用可能とする条例改正であると説明がありました。

主な質疑は次のとおりです。

時間の延長に伴う、人件費等の増額があるのかとの質疑に対して、指定管理者との契約期間が5年間なので債務負担行為の中での調整等も含め指定管理者と必要経費等を協議して、指定管理料の見直しを図るとの答弁でした。現在6月1日から9月30日までの期間、午後10時まで使用可能と設定されていた理由についてとの質疑に対して、気候も含め、夏季の方が、夜間利用が多いということと定められたとの答弁でした。このタイミングで改正となった理由はとの質疑に対して、以前から要望があり条例第3条のただし書きで、体育施設の使用時間は教育委員会が特に必要と認めたときは、これを変更することができると思います。平成27年度の途中から、指定管理者と相談、調整をして利用時間を1時間延長してきたが、その運用期間が長くなり、本則を改正することになりました。

議案第41号は、新型コロナウイルス感染症により、身体、生命、収入に影響のあった65歳以上の第1号被保険者の介護保険料の減免を行うための条例改正となり、令和2年2月分から令和3年3月末までの保険料を対象とすると説明がありました。

主な質疑は、期限が3月31日であるが、今後ウイルス感染が続くようであればどうするのかという質疑に対して今後期日が延長することがあれば、再度条例改正しますとの答弁でした。

以上が質疑の概要であります。その後、各議案に対して討論はなく、採決を行いました。

その結果、議案第40号湖南省社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定についておよび議案第41号湖南省介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。